

第 1 7 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市農業委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成26年 2月26日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、〇〇〇〇農地委員会が農地法（昭和27年法律第 229号）第30条第 1項の「利用状況調査」をもって現地確認を行い、調査図面等に把握した耕作放棄地一筆ごとの評価区分（緑・黄・赤）された図面（以下「本件図面」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年 3月12日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同月19日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

遊休農地の実態と、行政文書非公開決定通知書の内容とが整合しておらず、実施機関の不作为か、故意に農地法が順守されていない。

また、改正農地法第30条第 1項を順守した業務内容の遂行と記録の保管になっていない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

実施機関においては、本件図面を作成していないので、請求に係る文書は存在しない。

また、審査請求人は、利用状況調査によって図面を作成しているはずだと主張しているが、実施機関では、図面を作成せずに利用状況調査を行っている。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件審査請求の対象となる行政文書について

- (1) 審査請求人が請求している行政文書は、農地法第30条第 1項に基づき、実施機関が行った利用状況調査により把握された耕作放棄地一筆ごとに区分された図面である。
- (2) 農地法第30条第 1項は、農業委員会は、毎年 1回、その区域内にある農地の利用状況調査を行わなければならない旨規定している。
- (3) 当審査会において、実施機関からの提出資料を検分したところ、実施機関においては、平成22年 6月に作成した「遊休農地に関する事務処理マニュアル」（以下「本件マニュアル」という。）に基づき、毎年 6月から 9月に農地の利用状況調査を実施しており、本件マニュアルには、利用状況調査の時期、方法、実施体制など調査の実施に係る基本的な事項について定められている。
- (4) 本件マニュアルにおいては、農業委員会事務局が農用地区域及び生産緑地の農地を対象に現地調査を実施し、周辺農業への影響が大きいと懸念される農地を中心に農業委員が現地調査を実施する旨定められているが、本件図面を作成する旨は規定されていない。
- (5) また、実施機関においては、毎年 8月 1日時点で各農家から農地の情報に関する申告書の提出を受け、固定資産課税台帳と突合し、農地基本台帳を作成する等の方法により利用状況調査を実施しており、本件図面を作成していない。

(6) 以上のことから、本件審査請求の対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 4月 2日	諮問書の受理
4月 9日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月22日	実施機関の弁明意見書を受理
5月30日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成26年 6月 3日	審査請求人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成27年 5月22日 (第174回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
9月18日 (第178回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
11月13日 (第180回審査会)	調査審議
平成28年 1月15日 (第182回審査会)	調査審議
平成28年 2月 8日	答申